

参加表明以外に関する質問回答

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
1	実施要領	1	1	(4)					(4)工期	工期の始まりは「契約締結日の翌日から」とありますが遅くとも令和8年4月1日からと考えてよろしいでしょうか。	工期は今年度中に開始予定です。
2	実施要領	1	1	(6)					提案上限額	今回工事における、設計数量表等がプロポーザル資料として公表されておりませんが、提案上限額の設定を行う際に使用した設計数量表を開示願います。	設計数量表を作成していません。
3	実施要領	1	1	(6)					1 業務の概要 (6)提案上限額	本プロポーザルには、提案上限額が公表されていますが、最低制限価格ならびに調査基準価格の設定はされているのでしょうか？	価格の下限値は設けません。ただし、著しく見積額が低い場合には、技術提案基礎審査段階及び契約交渉段階で調査を実施いたします。
4	実施要領	4	2	(1)	①				スケジュール ①プロポーザルの実施の公表、参加表明等	最終の質問受付は令和7年5月23日（金）までとありますが、9月の技術提案書提出に向けた資料作成時に質問事項が発生した場合には質問を受け付けていただくことは可能でしょうか。	技術提案書提出に向けた資料作成についての質疑は原則、受け付けません。
5	実施要領	11	7	(1)	①				基本設計図書（技術概要書を含む）	実施要領p.11 7技術提案書等の提出 (1)提出書類に記載のある「技術概要書」とは、要求水準書p.14 第1章総則第7節提出図書 1.基本設計図書（提案書）に記載のある「概要説明書」と同じものでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
6	実施要領	11	7	(1)	①				提出書類（技術提案書の提出）	①基本設計図書（技術概要書を含む）は書式自由のA4サイズを1部提出と記載されておりますが、要求水準書 p.14 第7節 提出書類 1.基本設計図書（提案書）には「提出部数は4部とする。」と記載されております。どちらが正しいでしょうか。また、基本設計図書の想定枚数はありますでしょうか。	基本設計図書の提出部数は4部としてください。また、基本設計図書の想定枚数の制限はありません。
7	実施要領	11	7	(1)	①				基本設計図書（技術概要書を含む）	部数「1部」と記載がありますが、要求水準書p.14 第1章総則 第7節提出図書 1.基本設計図書（提案書）では、「4部」提出とあります。どちらが正しい情報でしょうか。ご教示願います。	No.6に記載のとおりとなります。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
8	実施要領	11	7	(1)					提出書類	④見積内訳書は様式8-2を使用しA4サイズを1部提出と記載されておりますが、要求水準書 p.14 第7節 提出書類 1. 基本設計図書（提案書）1.3 工事費内訳書には「別途指定した様式に記入すること、提出部数は4部とする。」と記載されております。 この「工事費内訳書」は④見積内訳書を指すものでしょうか。 また、提出部数は1部と4部どちらが正しいのでしょうか。	基本設計図書の「工事費内訳書」はお見込みのとおり、④見積内訳書を指します。 また、基本設計図書（提案書は）4部、見積内訳書は様式8-2を使用しA4サイズを1部提出してください。
9	実施要領	11	7	(1)			※4		(1)提出書類	文章の中で「また、企業(参加者)が推測できるような記載は避けること」とありますが、特許技術、特許工法、NETIS技術はこれに該当するのでしょうか。ご教授願います。	企業名が名称に入るなどは可能な範囲で記載を避けてください。
10	実施要領	13	8						技術提案書等の内容	技術提案は、市が指定するひとつの詳細評価項目に対しひとつの提案とし、内容や費用が異なる選択可能な複数の提案を認めない。とありますが例えばで、周辺環境等への配慮の項目で、「騒音・振動対策」として①超低騒音型重機の採用②騒音・振動シミュレーションによる事前検証③工場内の通行を20キロ以内とする等々の提案により騒音・振動を抑制します。という提案の仕方は複数提案に該当するのでしょうか？	左記の例示のうち、「どれか一つを選択する」場合は、ひとつの提案とはしません。 一方で、「①～③を同時に実施する」場合は、ひとつの提案として評価します。
11	実施要領	15	10	(2)	③				③プレゼンテーションの実施	プレゼンテーションの際は、技術提案書をもとに作成した「パワーポイント等」による説明を行っても問題ないでしょうか。	可能とします。
12	実施要領	16	10	(2)	③				プレゼンテーションの実施	「使用する資料は技術提案書（及び説明書補足資料）に原則限るものとする。」とありますが、別途パワーポイント等に分かりやすくまとめた資料を使用することは可能でしょうか。	No.11に記載のとおりとなります。
13	実施要領	17	12	(1)	④				請負代金内訳書の作成	「提案金額見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した請負代金内訳書及び単価の根拠となるメーカー見積書及び労務単価等の根拠資料を発注者に提出するものとする。」とありますが、すべての項目に対してメーカー見積書及び労務単価等の根拠資料まで提出するものでしょうか。 また、一部項目提出の場合、必須項目をご教示願います。	当該工事は国の交付金対象事業として実施するため、各年度で工事内訳の実績報告を行い、出来高を確認する必要があります。この主旨に沿ったレベルで内訳書が必要となります。そのため、原則として、実施要領に記載のレベルでの根拠資料が必要となることをご理解ください。
14	実施要領	17	12	(1)	④				④請負代金内訳書の作成	「請負代金内訳書及び単価の根拠となるメーカー見積及び労務単価等の根拠資料を発注者に提出するものとする」とありますが、解体工事の各項目について協力業者（一次下請け）の見積書と考えてよろしいでしょうか。	No.13に記載のとおりとなります。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
15	実施要領	18							1 2 契約の締結等 (2) 配置予定技術者の確認	優先交渉権者決定後、配置予定技術者の変更は認めないとありますが 優先交渉権者決定前でしたら、配置予定技術者の変更は可能と読み替えてもよろしいでしょうか。その際、配置予定技術者の追加は可能でしょうか？	配置予定技術者の変更については、技術提案審査（プレゼンテーションの実施）の2日前までとします。なお、参加表明時に提出いただいた配置予定技術者と同等以上の実績のみ許可とします。
16	実施要領	19	12	(3)	⑫				⑫地域貢献金額が達成できなかった場合の措置	「…工事請負者は応募時に提案した内容の確認に必要な資料を契約後速やかに提出するものとする。…」とありますが、この資料とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。ご教授願います。	数値や具体的な店舗、材料等、技術提案の根拠となったものを想定しています。
17	実施要領	19	12	(3)	⑫				⑫地域貢献金額が達成できなかった場合の措置	上記No.16の質問で、「内容の確認に必要な資料」が見積書の場合、実際にその金額を発注したかどうかの確認はどのようにされるのでしょうか。ご教授願います。	発注書（複写あるいは原本）や納品書を確認します。
18	実施要領	19	12	(3)	⑫				⑫地域貢献金額が達成できなかった場合の措置	⑫に記載されている「代替案を実施」しても、提案時に提出した金額を達成できないと判断された場合には、ペナルティが課されるという認識でよろしいでしょうか。ご教授願います。	今後の協議となります。現時点ではペナルティは設けていませんが、代替案が履行できない場合の取決めについては、ペナルティを含めて契約時に協議の上、決定します。
19	実施要領	19	12	(3)	⑫				⑫地域貢献金額が達成できなかった場合の措置	上記No.18の質問で、ペナルティが課される場合、ペナルティの内容をご教授願います。	No.18に記載のとおりとなります。
20	実施要領	20	13	(1)				別紙-1	社会条件①地中障害物	地下埋設物のうち、建設時に残置した仮設物（土留め等）が確認された場合、別紙-1と同様に発注者リスクとなり設計変更や工程延伸等の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	建設当時に構造上残置が必要だったものを除き、発注者のリスクとします。 左記の状況が発生した場合は、取り扱いを協議とします。
21	実施要領 審査基準	13 6～8	8 3	(2) (4)					(2)作成上の留意事項 (4) 価格以外の評価点の審査方法	実施要領には、「技術提案は、市が指定するひとつの詳細評価項目に対しひとつの提案とし、内容や費用が異なる選択可能な複数の提案を認めない」とありますが、例えば「(1) 施工計画」に対して1つの提案ができるという認識でよろしいでしょうか。ご教授願います。	同じ工種等に複数の工法を提案し、評価に選択肢ができることを避けるための記載です。実施しようとする技術提案はそれぞれひとつずつ評価できるものとしてください。
22	実施要領 審査基準	13 6～8	8 3	(2) (4)					(2)作成上の留意事項 (4) 価格以外の評価点の審査方法	上記No.21の質問で、審査基準の「表-1 技術審査における評価基準」の「評価の主な視点」について質問します。 例えば「2-3 (1) 周辺環境等への配慮」では、①騒音・防塵対策等の提案、②工事中のモニタリング調査及び結果の周知方法等、③住宅地や小学校（登下校あり）と隣接する環境下での対策とあり、1つの提案では対応できないと想定される視点が設定されています。このように、評価の主な視点で複数の番号があるものについては、それぞれの番号に対しひとつずつ提案を行っても、複数提案と判定されないという認識でよろしいでしょうか。ご教授願います。	基本的にお見込みどおりです。 例えば、騒音対策で、A工区は〇〇、B工区はXXとした場合は、これらを合わせて「ひとつの提案」とみなします。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
23	様式集								様式7-4	実施工程表の左欄に記載の区分工程①～工程⑤は何を参照すればよろしいでしょうか。	主要な工程を記載ください。
24	様式集	1～4							技術提案書様式（7-5～7-7）	字体の設定は任意と考えてよいか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。
25	様式集	1～4							技術提案書様式（7-5～7-7）	文章中の文字に、下線、太字、色を付けて強調してよいか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。
26	様式集	1～4							技術提案書様式（7-5～7-7）	文字間隔、行間隔は任意と考えてよいか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。
27	様式集								様式7-5	「工事実施工程表（様式3-3、ページ数はカウントしない）を作成した上で」とありますが、様式7-4の実施工程表のことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	様式集								様式7-5	「工程表左欄の工事項目は、内訳明細の項目に合わせて作成」とありますが、内訳明細についての資料は今後いただけるのでしょうか。	提供の予定はありません。提案する内訳明細を基に作成してください。
29	様式集								（様式7－6）本工事での課題	「擁壁天端に設置された構造物」とありますが、擁壁の位置を図示願います。また図面等の資料をご開示願います	「擁壁天端に設置された構造物」との記載については、「工場棟地上部の構造物」と読み替えてください。また、図面等の資料の提供はございません。
30	様式集（Excel版）								見積内訳書	1. 清掃センター解体撤去工事、2. 車庫棟解体撤去工事、3. その他解体撤去工事における地下埋設物除去とは、地下構造物の解体も含むものと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 配布した参考資料等で詳細を確認ください。
31	様式集（Excel版）								見積内訳書	2. 車庫棟解体撤去工事ならびに3. その他解体撤去工事における移設等工事の具体的内容をご教示ください。	本工事範囲として、移設を伴うものではありません。
32	—									技術提案書では、第三者との協議事項は評価対象とならないのでしょうか。具体的な注意事項を教えてください。	具体的な指示はありませんが、評価すべき提案と考える場合は、「その他」として様式内にご提案ください。
33	審査基準	3	3	(2)	1)				1）技術提案書の構成	【要求水準書より】基本設計図書(提案書)、【実施要領より】技術提案書との記載があります。基本設計図書の内容と技術提案書の内容の重複は問題ないでしょうか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。
34	審査基準	3	3	(2)	1)				1）技術提案書の構成	1. 2基本設計図書は枚数に制限はないものと考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
35	審査基準	6	3	(4)	表1				1 企業の実績に係る評価	加点基準の規模が「施設規模 140t/日」とありますが、複数の炉をもって基準を満たす（例：70t/日×2台の設備で施設として140t/日の処理能力）場合も加点基準以上として認められますでしょうか。	加点基準以上とします。
36	審査基準	6	3	(4)					価格以外の評価点の審査方法	「評価のために参加者はプレゼンテーションを実施し、併せて委員によるヒアリングを実施する。」 「各委員による採点を合計して得た数値を委員数で除し、小数点第3位以下を四捨五入した数値を技術提案の評価点とする。」とありますが、評価する委員数は何名を想定されていますでしょうか。	複数の委員で評価をしますが、回答を差し控えます。
37	審査基準	7	3	(4)	2-3	(2)			地元企業との連携	地元企業を一次下請け協力業者として活用する場合に、地域貢献金額を技術提案書内で証明する必要はございますか。ご教示願います。	様式7-7へ具体的に記載してください。
38	審査基準	7	3	(4)	2-3	(2)			地元企業との連携	技術提案書内で地元企業（一次下請け協力企業）との連携金額を証明する必要があるとした場合、①見積書の添付にて証明、②①以外の証明方法による、上述の①、②どちらでしょうか。また②①以外の証明方法とした場合は、どのように証明する必要がございますか。ご教示願います。	具体的であればどちらでも構いません。
39	審査基準	7	3	(4)	2-3				(2) 地元企業との連携	「地元企業＝市内企業を指し、市内企業とは本店、支店又は営業所の所在地が、市内にあるもの」とありますが、宿舎や現場事務所として市内の不動産業者と賃貸物件を契約する金額は地域貢献金額として提案可能でしょうか。また、その場合正式な金額を記載することはできないため想定金額を記載することは可能でしょうか。	市内の不動産業と不動産の契約を行う場合は、お見込みのとおりです。 また、提案段階では想定金額となりますが、想定した際の根拠をご用意ください。
40	審査基準	7	3	(4)	2-3				(2) 地元企業との連携	地域貢献金額として二次下請契約金額を計上することは可能でしょうか。	一次下請けとの二重計上とならない場合は、お見込みのとおりです。
41	審査基準	7	3	(4)	2-3				(2) 地元企業との連携	地域貢献金額に記載する金額の根拠は、どのような形で示せばよろしいでしょうか。	自由書式で提出してください。また、具体的な金額の記載を求めます。
42	審査基準	7	3	(4)					表-1 技術審査における評価基準に示されている「その他自由提案」について	2-1、2-2、2-3に共通して「その他自由提案」が求められています。この自由提案とは、それぞれの評価項目で示されている項目以外の提案を求められているのでしょうか。 または、設定されている評価項目のいずれかについて、2つ目の提案をすることも可能なのでしょうか（例：(1)施工計画、(2)工程管理、(3)施工体制、(4)安全管理、(5)安全管理 等）。 ご教示願います。	2-1、2-2、2-3という大項目のなかで、両括弧に示された項目以外にその他評価すべきものがあれば「その他」として提案してください。 同じ項目での2つ目の提案は認めません。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
43	審査基準	7							表－1　技術審査における評価基準 2－3　周辺環境及び企業・周辺 住民への配慮 （1）周辺環境等への配慮 ①騒音・防塵対策等の提案 ②工事中のモニタリング調査及び 結果の周知方法等	「①騒音・防塵対策等の提案」とありますが、騒音対策と防塵対策はそれぞれ対策方法が異なると想定されます。この場合には、それぞれに対して提案を行っても複数提案と認められないという認識でよろしいでしょうか。または、騒音または防塵のどちらかの対策について1つ提案することが求められているのでしょうか。ご教示願います。 ※②についても同様に、「モニタリング調査」と「結果の周知方法」は異なると思います。	騒音対策を1つ、防塵対策を1つそれぞれ提案してください。また、②についても同様にそれぞれ各1つずつ提案してください。
44	審査基準	7							地元企業との連携	地域貢献金額の算定にあたっては、企業名を明記するものと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。具体的にどのように金額を算出したのかが分かるように提案してください。
45	審査基準	8	3	(4)	2-3				(3) 地域住民対応	「地域住民の不安解消」とありますが、周辺関連工事における苦情や相談等の資料がありましたらご教示願います。	騒音・振動についてのご意見がございました。
46	審査基準	8	3	(5)	1)				見積価格の確認	「見積価格が提案上限額を超える場合は、失格とする。」とありますが、最低制限価格等、下限額の基準はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	審査基準	8	3	(4)					表-2採点における評価基準	技術提案書は、絶対評価となるのか、相対評価となるのかどちらでしょうか。またその評価は、評価項目ごとに行うという認識で合っていますでしょうか。ご教授願います。	審査基準に示したとおりです。
48	審査基準	8	3	(5)					(5)価格審査の方法	価格審査の方法について、価格評価点は最低見積価格を満点とした計算方法となっているが、価格の下限値を設けないと考えてよろしいでしょうか。その価格の妥当性はどのように評価するのでしょうか。また、著しい低価格においての調査は行わないと考えてよろしいでしょうか。もし調査を行うとしたとき、どのような調査を行うのでしょうか。その調査を行う基準はどのように考えたらよろしいでしょうか。ご教授願います。	No.3に記載のとおりです。
49	要求水準書	1	第1章	第1節	2				2. 基本的事項	仮設処理施設への移行期間は令和8年4月1日～4月30日との解釈でよろしいでしょうか。あるいは先述した期間以外となるのでしょうか。この場合、現段階で想定されている時期をご教授下さい。	令和8年4月30日までの期間を想定しております。
50	要求水準書	1	第1章	第1節	2				2. 基本的事項	仮設処理施設へ供給される電気、給水等は解体工事エリア外から供給され、解体工事エリアからは完全に切り離されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みどおりです。一部仮設処理施設への電力引込みに伴い仮囲い際を配管する箇所がございますので、取合い部分については協議となります。引き込み位置の詳細については【追加資料①】をご確認ください。
51	要求水準書	8	第1章	第3節	1	1.7			本施設解体撤去工事	蒸気供給管、蒸気戻り管、蒸気ドレン管及び支持構造物撤去工事（工場棟南端カルバート部のみ）と記載があり、図-5が提示されていますが、カルバート本体は今回工事での撤去の対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	解体対象とします。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
52	要求水準書	8	第1章	第3節	1	1.7			1.7蒸気供給管、蒸気戻り菅、蒸気ドレン管、及び指示構造物撤去工事（工場棟南端カルバート部のみ）・・・図-5参照	カルバート部の形状、材質、深さ等がわかる資料をご提示ください。	【追加資料②】をご確認ください。
53	要求水準書	8	第1章	第3節	1	1.8			1.8樹木伐採・伐根作業	樹木伐採・伐根作業は、敷地内において施工上必要なエリアを確保するためのものとの解釈でよろしいでしょうか。あるいは指定されたエリアを伐採伐根するものとの解釈でよろしいでしょうか。この場合、指定される伐採・伐根エリアを図示願います。	原則として、要求水準書P9 図-4 解体対象物（外構以外）に記載の範囲内については伐採・伐根をお願いします。しかしながら、伐根することにより既存の道路に影響等が出そうな場合についてはその対応を協議の上、決定するものとします。
54	要求水準書	8	第1章	第3節	1	1.9			1.9外構(場内舗装、雨水排水設備、マンホールフェンス、外灯など)	外構の外灯等の電気を含め本施設の解体対象エリアの電気水道についての離線作業、廃止作業は全て終了している状態で解体工事に引き渡されるとの解釈でよろしいでしょうか。また解体工事エリアの外構撤去対象物がわかりかねますので図示及び解体対象物の一覧表等でご提示ねがいます。	電気については停止している状態での引き渡しとなります。水道につきましては、解体に伴い解体工事エリア側にバルブ等の設置をしてください。また、【追加資料①】に記載のある仮囲い範囲内については埋設物、フェンス基礎、舗装等を含めすべて解体・撤去としてください。解体撤去範囲については【追加資料③】を参考にしてください。
55	要求水準書	9	第1章	第3節	1	1.4			建築物等の解体撤去工事	図-4で示されたゲート設置位置の南側は現在駐車場として使用されており、ゴミ収集車等が駐車しており、工事範囲の西側は一部駐車場が残る様に見受けられます。工事中もゴミ収集車が駐車されるようになりますか。また、それ以外の用途がある場合は、その用途についてご教示願います。	ゲート前に現在ある車両やコンテナは、工事期間中は全て別の場所へ移動します。
56	要求水準書	9	第1章	第3節	2	2.1			2.1特記事項	「設計図書中の参考数量」とはどれのことでしょうか。記載された資料名あるいは資料をご提示願います。	要求水準書の添付資料（別途配布）K12-1及びK12-2を指します。
57	要求水準書	9	第1章	第3節	2	2.3			2.3特記事項	「土壌汚染対策法に基づく調査及び対策工事は含まない」とありますが、土壌汚染が発覚した場合は、調査、対策費用、工期等は設計変更の協議対象との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書	9	第1章	第3節	2	2.3			図-4.5 解体対象物	対象とする解体構造物にカルバートが含まれておりますが、受領している図面の中に詳細図がございません。図面の提供をお願いいたします。	No. 52に記載のとおりです。
059	要求水準書	9	第1章	第3節	2	2.3			土壌汚染対策法に基づく調査及び対策工事について	法に基づく届出書類の支援を行うとありますが、法第4条の届出を想定すればよろしいでしょうか。法第4条の届出は土地の形質の変更の30日前に行う必要があります。工事開始後（令和8年4月以降）に届出する場合、敷地北側の緑地の一部造成（事務所等を設置する場合）や仮囲いの単管打ち込みについては届出及び定められた期間経過後になるという認識になりますでしょうか。ご教示ください。	仮囲いの単管打ち込みについては、形質変更行為とならないと思われるため法第4条の届出前であっても可能であると考えております。また、事務所等を設置するための造成については形質変更行為と見られると思われますので届出後の作業となります。しかしながら、現在、東京都多摩環境事務所との協議中となりますので、協議の結果次第では、時期が前後する可能性があります。
60	要求水準書	9	第1章	第3節	2	2.3			土壌汚染対策法に基づく調査及び対策工事について	届出により都より調査命令や区域指定があった場合、それらに伴う条件変更は工期延伸や設計変更の協議対象になりますでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
61	要求水準書	9	第1章	第3節	2	2.3			土壌汚染対策法に基づく調査及び対策工事について	東京都環境確保条例第117条に基づく届出書は既に提出済みと考えてよろしいでしょうか。 また、事務所棟解体後の土地の履歴を考慮した地歴調査を請負者にて別途実施する必要はありますでしょうか。	東京都環境確保条例第117条に基づく届出書の提出を含めて、現在、東京都多摩環境事務所との協議中となります。 また、事務所棟解体後の土地の履歴を考慮した地歴調査については、請負者にて実施する必要はありません。
62	要求水準書	12	第1章	第5節	2	2.3			設計内訳書について	設計内訳書中の数量表を見直し、施工開始後に施工に伴い受領図面に無い解体等対象物があり、数量と大幅な差異があった場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	要求水準書	13	第1章	第6節	1				作業時間	スクールゾーンの指定地域による、工事に対する規制事項は具体的にあるのでしょうか。規制事項がある場合は、その規制内容をご教示願います。	指定の時間内において、車両通行の禁止があります。また、工事作業時間については、平日8：30～18：00としてください。なお、土日祝日については原則休工としてください。
64	要求水準書	13	第1章	第6節	3				3. 資材運搬車両の走行	「資材運搬車両は都道17号線を通行し、西恋ヶ窪三丁目の交差点より搬出入をおこなうこと」とありますが、仮設処理設備の運搬車両の搬出入も同様の通行ルートとの解釈でよろしいでしょうか。	搬出入は一般市民のごみ収集を含みますので、この限りではありません。
65	要求水準書	13	第1章	第6節	4				4. 交通誘導員	「工事の期間中は清掃センター施設の入口、工事区域の入口のほか、都道17号線西恋ヶ窪三丁目交差点に交通誘導員を配置すること」とありますが、工事期間中、これら3ヶ所に施工作業時間中に「常時」、交通誘導員を配置すると解釈でよろしいでしょうか。	工事期間中は工事区域の入口に常時交通誘導員の配置をお願いします。また、都道17号線西恋ヶ窪三丁目交差点及び清掃センター施設の入口については、ダンプトラック、フル・セミトレーラー等の大型車両の通行に前後して配置をお願いします。
66	要求水準書	13	第1章	第6節	4				4. 交通誘導員	「その他、稼働中施設の関係車両の動線との交差部や公道において必要な箇所に交通誘導員を配置すること」とありますが、交通誘導員はその時々必要に応じて配置することの解釈でよろしいでしょうか	お見込みどおりです。
67	要求水準書	13	第1章	第6節	6				6. 住民説明会	住民説明会の発注者殿主催（会場は発注者殿の準備）のもと、施工者は出席するものとの解釈でよろしいでしょうか。また参加住民の想定人数をお教えてください。	説明会への出席及び説明並びに資料及び記録の作成等を求めます。また、参加人数については、現時点では不明となります。
68	要求水準書	13	第1章	第6節					第6節 その他 1. 作業時間	当該地域はスクールゾーンの指定（午前7時30分～午前8時30分）がある地域とのことですが、当該時間帯において通勤車両の進入は認められるものと考えてよろしいでしょうか？	指定がある地域は不可とします。
69	要求水準書	13	第1章	第6節					第6節 その他 4. 交通誘導員	交通誘導員の配置として、清掃センター施設の入口、工事区域の入口、西恋ヶ窪三丁目交差点ほかの明記がありますが、清掃センター施設の入口とは、現正門ではないものと考えてよろしいでしょうか？（施設の入り口＝搬入口かどうかの質問？）	交通誘導員の配置については、No. 65をご確認ください。また、清掃センター施設の入口は、現正門となります。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
70	要求水準書	13	第1章	第6節					第6節 その他 6. 住民説明会	地元住民説明会の想定対象者数、ならびに開催回数に関してご教示ください。	平日及び土日祝日において各1回の計2回程度を想定しております。
71	要求水準書	14	第1章	第7節	1				1. 基本設計図書（提案書）	「A版は3つ折」と記載がありますが、A3版を3つ折でよろしいでしょうか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。
72	要求水準書	14	第1章	第7節	1				1. 基本設計図書（提案書）	基本設計図書（提案書）とは、一般的な工事で作成する施工計画書と同様のものと考えてよいでしょうか。	P14に記載された内容を網羅し、工事方法が具体的にわかる内容としてください。
73	要求水準書	14	第1章	第7節	1				1. 基本設計図書（提案書）	基本設計図書（提案書）と技術提案書との違いはどのように想定されているのでしょうか。基本設計図書（提案書）の作成の際には、技術提案書に記載する施工方法等も反映する必要があるのでしょうか。	基本設計図書は、技術基礎審査に用いるもので、技術提案書は審査基準に示したとおり提案を評価することを目的としています。この両者は整合を図った内容としてください。
74	要求水準書	14	第1章	第7節	1				第7節 提出図書 1. 基本設計図書（提案書）	図面寸法はA3版とA4版を標準とし、A版は3つ折にするのですが、3つ折にするものはA3版のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	要求水準書	14	第1章	第7節	1	1.1 1.2			1.1概要説明書 1.2基本設計図書	1.1概要説明書および1.2基本設計図書の用紙サイズについては、任意で設定してよろしいでしょうか。ご教授願います。	A4版縦置きを標準としますが、限定するものではありません。
76	要求水準書	14	第1章	第7節	1	1.2			1.2基本設計図書	1.2基本設計図書の中で、（10）工程表（全体）とありますが、技術提案書様式7-4にも実施工程表がございます。1.2基本設計図書に添付する工程表（全体）は様式7-4でよろしいでしょうか。	様式7-4を用いなくても構いませんが、技術提案との整合を図った全体工程を示してください。
77	要求水準書	14	第1章	第7節	1	1.2	(2)		(2)解体及び埋設廃棄物の撤去・搬出・復旧フロー	復旧フローと記載がありますが、具体的には何を復旧するのでしょうか。ご教授ください	地下構造物の撤去後、埋め戻し、整地までを指します。
78	要求水準書	14	第1章	第7節	1	1.2	(5)		(5)工事計画の立案	「(5)工事計画の立案」とはどのような内容を記載すればよろしいでしょうか。具体的にご指示ください。	(9)解体工事計画書では主に図面を用いての計画説明を求めるため、ここでは工事計画全般についての記述を求めます。
79	要求水準書	14	第1章	第7節	1	1.3			1. 基本設計図書（提案書） 1.3工事費内訳書	「内訳書は別冊とする」とありますが、内訳書とは1.3工事費内訳書のことであり、別冊とは様式8-2のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	要求水準書	18	第2章	第1節	2	2.1	(1)	表3	灰が堆積している設備・機器（参考）	「※積算上では、10tダンプ3台仕立てる数量を見込むこと」とありますが、数量の増減に対しては設計変更の協議対象となりますでしょうか。	大幅に搬送車両が増えた場合は、協議対象となります。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
81	要求水準書	21	第2章	第1節	2				事前調査結果	ダイオキシン類に係る事前調査結果は令和2年度の測定結果であるため、要綱上、事前調査を新たに実施する必要がありますが、解体工事に新たにダイオキシン類に係る事前調査実施するものと解釈でよろしいでしょうか。	付着物濃度結果は測定後の運転がないので影響しませんが、空气中ダイオキシン類濃度の測定等を行い、管理区域の設定を行ってください。
82	要求水準書	21	第2章	第1節	2	2.1	(3)		表－5 焼却炉ダイオキシン類測定分析結果（作業環境測定）	作業環境測定の結果、破碎選別室が第一管理区域相当となっていますが、こちらも管理区域として負圧・密閉養生下での除染・解体作業が必要になるのでしょうか？	P21 表-5については、【追加資料④】に差替えてください。
83	要求水準書	22	第2章	第1節	2	2.1	(4)		アスベスト	「類似の構造や部位を持つものについても、アスベストを含有しているものとして扱うこと」とありますが、分析調査を行っていない建材等から元請が行う調査等で新たにアスベストが確認された場合は設計変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	原則として協議対象とはなりません。
84	要求水準書	22	第2章	第1節	2	2.1	(4)	表6	アスベスト	表内の参考と記載されている「計量棟」「事務所棟」「洗車場」「物干場」「厚生棟」については、解体が完了しているところもあるためアスベスト除去対象外・解体対象外の施設と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	要求水準書	22	第2章	第1節	2	2.1	(4)	表6	アスベスト	表-6でアスベストが含有されている建材はレベル3に該当するものと見受けられます。受注者が行う調査で別途アスベストが確認されなかった場合、p.12 第2章第4節5.許認可申請 にあるアスベスト関係の届出に該当しないという認識でよろしいでしょうか。	既にアスベストが確認された建材がありますので、届出をお願いします。
86	要求水準書	22	第2章	第2節	1	(4)			アスベスト	「表－6 アスベスト分析結果一覧」にて計量棟外壁の建材が石綿含有とされています。計量棟は仮設処理設備設置範囲内にあり、本工事の解体対象物ではないとの認識でよろしいでしょうか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。
87	要求水準書	22	第2章	第2節	1	(4)			アスベスト	「表－6 アスベスト分析結果一覧」にて工場棟外壁の複層塗材（吹付タイル）が石綿含有とされています。外壁の構造としてALC部とコンクリート部がありますが、これらすべて石綿含有とみなしてよろしいでしょうか。ご教授願います。	発注者の計画として、みなし含有としておりますが、自主調査等により変更が可能な場合はその限りではありません。
88	要求水準書	24	第2章	第1節	2	2.1	(5)		土壌調査	土壌調査の地点の選定方法は、土壌汚染対策法に基づく調査方法にて調査されたと考えてよろしいでしょうか。もしくは、焼却施設周囲を独自で選択して調査したものでしょうか。	焼却施設周囲を独自で選択したものです。
89	要求水準書	28	第2章	第1節	3	3.1	(2)	2)	排水調査	「洗浄水の排水を下水放流前に測定すること」とありますが、ここでのいう洗浄水は解体時の散水で使用した水のことという認識でよろしいでしょうか。また、測定頻度等の指定はありますでしょうか。	「洗浄水の排水を下水放流前に測定すること」の項目を削除します。洗浄水を下水へ放流することは認めません。したがって、測定頻度等の指定はありません。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
90	要求水準書	28	第2章	第1節	3	3.1	(2)	2)	2)排水調査	「洗浄水の排水を下水道放流前に」とありますが、P35に11. 排水処理設備には「処理水の放流は一切認めない」とあります。洗浄水の下水道放流は不可との解釈でよろしいでしょうか。	No. 89に記載のとおりとなります。
91	要求水準書	28	第2章	第1節	3	3.1	(2)	3)	3)土壌	重金属類に関する測定項目（鉛、カドミウムなど）を具体的にご指示ください。	焼却に伴うばいじん中にふくまれる重金属類の測定項目をご提案ください。原則として、P24-25の表中の物質を測定してください。
92	要求水準書	30	第2章	第2節	6				健康管理	作業者全員の血液中ダイオキシン類測定とありますが、除染作業者全員と範囲を限定して、解体作業関係者、現場管理社員等は除外と考えて宜しいでしょうか？	ばく露防止対策要綱を遵守してください。
93	要求水準書	31	第2章	第3節	1				仮囲い及び通用ゲート	残置する東面の一部、北面、西面の敷地境界に設置する仮囲いの延長をご教示ください。	図面等より計上ください。仮囲い範囲については【追加資料①】をご確認ください。
94	要求水準書	31	第2章	第3節	1				仮囲い及び通用ゲート	東面の仮囲いの設置位置は敷地境界沿いに設置するのでしょうか。それとも、仮設処理施設の境界の清掃センター側に設置するのでしょうか。	No. 93に記載のとおりとなります。
95	要求水準書	31	第2章	第3節	1				仮囲い及び通用ゲート	仮囲いに設置する仮設の外灯は工事完了後に仮設電気を撤去するため通電しなくなりますが、そのまま残置としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	要求水準書	31	第2章	第3節	1				1. 仮囲い及び通用ゲート	仮囲いの範囲を図示願います。また買取部分の仮囲いの範囲を図示するとともに仕様をご指示願います。なお「通用ゲートを図-3」とありますが図-4と考えてよろしいでしょうか	5月23日公表分の質問回答No. 14に記載のとおりとなります。
97	要求水準書	31	第2章	第3節	1				第3節 準備・共通仮設工事要求水準 1. 仮囲い及び通用ゲート	歩道を照らすための仮設の外灯は、太陽電池式、電気式のどちらを想定していますか。	ご提案ください。
98	要求水準書	31	第2章	第3節	1				第3節 準備・共通仮設工事要求水準 1. 仮囲い及び通用ゲート	図-3は破碎処理設備フローを示しています。仮囲いの設置範囲ならびに通用ゲートの位置を明示ください。	5月23日公表の質問回答No. 13に記載のとおりとなります。
99	要求水準書	31	第2章	第3節	3				工事用水	工事用水の引き込み場所は、K1平面図上でどのあたりを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	ご提案ください。
100	要求水準書	31	第2章	第3節	6				6. 定例会議のための会議室	定例会議室を計画するにあたって発注者様、設計監理者含め何人程度想定すればよろしいでしょうか	発注者側の参加は最大で10名程度です。
101	要求水準書	31	第2章	第3節	6				定例会議のための会議室	現場事務所に会議室スペース及び監督員スペースを設けることとされていますが、兼用スペースとすることは可能でしょうか。ご教示願います。	構いません。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
102	要求水準書	31、38、40							第2章 解体工事要求水準書 第3節準備・共通仮設工事要求水準 「以下各設備の仕様を技術提案書(基本設計図書)で明らかにすること。」 第4節除染工事要求水準、第5節解体撤去工事要求水準 1. 一般事項 「採用する〇〇、使用機材及びその採用理由等を基本設計図書に記載して、技術提案書とすること。基本設計図書(提案書)には、各機械設備及び建設物ごとに適用する〇〇方法を記載すること。」	ここで言う「技術提案書」とは、1. 基本設計図書(提案書)のことであり、左記内容は1. 基本設計図書(提案書)に記載すればよいのでしょうか。もしくは、技術提案書(様式7)にも記載する必要があるのでしょうか。	様式7には様式に記載した事項を中心として記載してください。 左記内容は基本設計図書に記載してください。
103	要求水準書	32	第2章	第3節	7				飛散防止設備	「十分な強度を持つ設備とすること。(風荷重等の検討資料を提出すること)」とありますが、技術提案書(基本設計図書)提出時に必要でしょうか。 または、施工前の詳細施工計画時に提出する形でもよろしいでしょうか。	技術提案時には、「検討をした結果のみ」記載ください。
104	要求水準書	31～37							第2章 第3節 準備・共通仮設工事要求水準	12. 仮置きヤード等、13. 汚染物処理の仕様は、(基本設計図書に記載のこと)と記されておりませんが記載の必要はないと考えてよろしいのでしょうか。ご教示願います。	記載をお願いします。 他の項目についても、必要な仕様は記載してください。
105	要求水準書	35	第2章	第3節	11				排水処理設備	工事中や工事終了後の工事排水の排出先(接続先)はK1平面図上でどのあたりを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	工事排水のうち、管理区域内で発生する洗浄排水は排出できません。 それ以外の一般排水は、場内の排水桝をご利用ください。
106	要求水準書	38	第2章	第4節	1				除染作業状況	住民による除染作業状況を確認する場合とは、どのような場面を想定されているのでしょうか。①現場見学会②仮囲い等へのモニターの設置③それ以外。上述①～③のどれに該当するかご教示願います。また、③それ以外の場合は具体的な方法についてご教示願います。	ご提案ください。
107	要求水準書	40	第2章	第5節	1				一般事項	「解体作業状況を住民が確認できるようにすること」とありますが、外部にモニター等を設置して確認できる状況を想定しているのでしょうか。それとも、作業内容等現場内で実施している内容を看板等で住民が確認できるようにすればよろしいのでしょうか。	近隣住民の安全安心を目的として、ご提案ください。
108	要求水準書	40	第2章	第4節	3				汚染物除去の確認	耐火物等の素地を出し、汚染度が最も高いと想定される部分を公定法により検査する。とありますが、44ページの発生材の処分の項目では耐火材は3 ng-TEQ/g以上の濃度なのは特別管理産業廃棄物として想定されいますので、汚染物除去の確認としてダイオキシン濃度の具体的数値は指定されていないものという理解で宜しいのでしょうか？	お見込みのとおりですが、汚染物除去の確認方法についてはご検討ください。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
109	要求水準書	40	第2章	第5節					第5節 解体撤去工事要求水準 1. 一般事項	「解体作業状況を住民が確認できるように対応すること」とありますが、掲示板等における写真掲示と想定してよろしいでしょうか。	ご提案ください。
110	要求水準書	40	第2章	第5節	1				1. 一般事項	「解体作業状況を住民が確認できるように対応すること」とありますが、お知らせ看板等で写真提示によるものでよろしいでしょうか。指定等がありましたら具体的な方法をご教授ください。	No.109に記載のとおりとなります。
111	要求水準書	41	第2章	第5節	3				3. 地下撤去範囲等	地下埋設物の場所がわかりかねますので排水管等の地下埋設物がわかる資料（配管ルート図、深さ、種類、図面等）をご提示下さい。	【追加資料⑤】をご確認ください。
112	要求水準書	41	第2章	第5節	4				埋め戻し及び整地工事	「仕上げの表層5cmはクラッシュラン及び粒度調整碎石を敷くこと」となっておりますが、クラッシュランと粒度調整碎石のどちらか一方を使用してもよろしいでしょうか。または、各々の使用範囲等の指定がありますでしょうか。	クラッシュランあるいは粒度調整碎石を使用するのであれば、場所や材料の特段の指定はありません。
113	要求水準書	41	第2章	第5節	4				4. 埋め戻し及び整地工事	「仮設処理の運転に支障の出る範囲」とありますが、想定ができません。支障の出る範囲（場所、面積等）を図示等によりご指示下さい。	基礎、埋設、地下部分等解体する際に仮設処理施設側の舗装等に影響する範囲を想定しております。【追加資料①】をご確認ください。
114	要求水準書	41	第2章	第5節	4				4. 埋め戻し及び整地工事	「整地敷均し材として、発注者の承諾を得た上で碎石発生材の使用を可とする」とありますが、あくまで表層5cmは粒度調整碎石であり、その下部に再生碎石0-40を敷き均しても良いという解釈でよろしいでしょうか。またその場合、再生碎石（0-40）を敷き均しても良い厚さをご教示下さい。	要求水準書に示した以外の制約はありませんので、ご提案ください。
115	要求水準書	41	第2章	第5節					第5節 解体撤去工事要求水準 4. 埋め戻し及び整地工事	「整地敷均し材として、発注者の承諾を得た上で碎石発生材の使用を可とする」とありますが、あくまで表層t50は粒度調整碎石であり、その下部に再生碎石0-40を敷き均しても良いという解釈でよろしいでしょうか。その場合、再生碎石を敷き均しても良い厚さをご教示下さい。	No.114に記載のとおりとなります。
116	要求水準書	41 42	第2章	第5節 第6節	5 6				5. 発注者所有の残置物の取り扱い 6. その他留意事項	「解体対象範囲内に発注者の備品や雑品等が残置された場合には、一般廃棄物であるため発注者にて処理を行う。」とありますが、一方で要求水準書P42 6. その他留意事項の残留している薬品は一般廃棄物と考えられますが、受注者で撤去はしますが処分は、発注者様での処分との解釈でよろしいでしょうか。	薬品等は、産業廃棄物として適正に処分してください。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
117	要求水準書	42	第2章	第6節	1				一般事項	「備品については、残置しているものは撤去処分」とありますが、p.41 第2章第5節5. 発注者所有の残置物の取り扱い では発注者にて処理とあります。受注者と発注者どちらで処理するのが正でしょうか。また、ここでのいう備品とは、一般廃棄物に該当しない廃棄物という認識でしょうか。その場合、こういったものが該当するというご認識でしょうか。	P41 第5節5. 発注者所有の残置物の取り扱い については、発注者にて執務に使用していた机、ロッカー等をさします。上記については発注者にて処分となります。また、P42 第6節1. 一般事項に記載の備品については、機器の予備品等を示すものとなり、受注者の責任において適切に処分してください。
118	要求水準書	41 42	第2章	第5節 第6節	5 1				5. 発注者所有の残置物の取り扱い 1. 一般事項	「解体対象範囲内に発注者の備品や雑品等が残置された場合には、一般廃棄物であるため発注者にて処理を行う。」とありますが、一方で要求水準書P42第6節 処理・処分及び排出工事要求水準 1. 一般事項には「備品については残置しているものは撤去処分すること」とあります。残置されている備品や雑品等は全て発注者様での処理を行うものとの解釈でよろしいですか。	No.117に記載のとおりとなります。
119	要求水準書	43	第2章	第6節	3	3.4			3.4一般廃棄物の処理・処分	廃掃法上、一般廃棄物であり排出事業者は発注者様であるため、運搬、処分費用を工事費から負担することだと思われませんが、この場合の運搬費、処分費の単価をご教授願います。	貴社の提案により見積もってください。
120	要求水準書	43	第2章	第6節	3	3.4			一般廃棄物の処理・処分	残灰やばいじんの特別管理一般廃棄物は受注者負担の場合、処分量が不明ですが処分数量確定後、設計変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。見積時にお見込みください。
121	要求水準書	43	第2章	第6節	3	3.4			一般廃棄物の処理・処分	「残灰やばいじんの特別管理一般廃棄物については、発注者の指示に従い、受注者の負担で処理処分を行う」とありますが、一般廃棄物に該当する場合事業者での処分は困難です。受注者が一般廃棄物処分を行う場合はこういった法的根拠で処分できると考えればよろしいでしょうか。	No.119に記載のとおりとなります。
122	要求水準書	43	第2章	第6節	3	3.4			3.4一般廃棄物の処理・処分	No.120の質問に追加で、処分数量が当初契約の数量から変更があった場合は、契約者が掲示した単価で清算されるのでしょうか。	著しく数量等の変更があった場合は、協議により決定します。
123	要求水準書	44	第8章	第6節	4				表－11 解体発生材処分先（参考）	但し※印で3 ng-TEQ/g以上の濃度のものは特別管理一般廃棄物として取り扱うこと。とありますが、特別管理産業廃棄物での取り扱いで宜しいでしょうか？	「但し※印で3 ng-TEQ/g以上の濃度のものは特別管理一般廃棄物として取り扱うこと。」については「但し※印で3 ng-TEQ/g以上の濃度のものは特別管理一般廃棄物または、特別管理産業廃棄物として取り扱うこと。」と読み替えてください。
124	—								近接施工	工事着手前に、現場周辺施設との施工協議を行う協議先はございますか。協議の上、施工方法が変更となる場合には、設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	現在、想定している施工協議先はありませんが、施工に伴い必要と思われる関係機関等との協議は適宜行ってください。また、それに伴い施工方法が変更となる場合は、協議となります。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
125	－								近接施工	現場近くに、JR武蔵野線がありますが、本工事の施工では制約がないと考えてよろしいでしょうか（杭撤去工事やクレーン作業等）。	お見込みのとおりです。
126	－								入札保証に関して	本案件は入札保証を要しますか？	本件は入札行為ではないので入札保証金はありません。
127	要求水準書及び参考図面集								要求水準書等資料配布申込書を提出していただいた資料	上記No. 56の質問に追加し、追加で受領したデータのうち、ワードの添付資料リストとPDFの図面集がことなります（K15 参考資料 または K15 圧縮梱包機基礎となっています）。正しいものを改めて一式提供していただけないでしょうか。	添付しているものですべてとなります。
128	参考資料								仮設処理施設設置範囲	本図面は仮設処理施設設置範囲を示したものと推察しますが、工事車両の入口部ならびに工事事業者事務所、資材置き場等、市駐車場に関しても正しいものと考えてよろしいでしょうか？	本図面は、仮設処理施設の設置範囲のみを示した図面であり、その他の情報は不要なものとして扱ってください。
129	参考図面 K1								平面図	施工箇所の東部にJR武蔵野線の線路が近接していますが、列車見張員等の鉄道工事における資格者の配置を求められますでしょうか。	不要です。
130	参考図面集	K2							標準建築意匠取壊し設計図	地下部に湧水ピットがありますが、施設稼働中のピットからの排水の頻度をご教示ください。	ポンプの稼働記録がないため不明です。
131	参考図面集	K6-16							標準建築設備取り壊し設計図	撤去する地下埋設物の範囲をご教示願います。	地下埋設物は全て撤去です。
132	参考図面集	K6-16 K9 E-3							標準建築設備取り壊し設計図 配置図	敷地内の地中埋設物はK6-16及びK9E-3に記載されたもので網羅されているでしょうか。このほかに地中埋設物があれば、埋設物種類・形状寸法・埋設深さ・埋設位置がわかる図面をご提示願います。	【追加資料⑤】をご確認ください。
133	参考図面集	K6-16 K9 E-3							標準建築設備取り壊し設計図 配置図	電気、水道、都市ガスの引き込み管や下水本管との接続経路について記載がありますが、深さや平面位置に関する情報の記載がございません。ご提示願います。	No. 132に記載のとおりとなります。
134	参考図面集	K7							標準煙突取り壊し設計図	基礎杭の平面配置や杭長に関する情報が図面に記載されていません。ご提示願います。	「実施要領 P7（3）②」にて配布しましたDVDデータK7及びK3の図面をご確認ください。
135	参考図面集	K10							仮設処理施設範囲	仮設処理施設の範囲において、解体工事が開始する前に仮設処理施設用の仮囲いが設けられていると考えてよろしいでしょうか。また、南側には廃棄物の持ち込み用でゲートが設けられていますが、北側工事範囲内には一切の出入りは無いと考えてよろしいでしょうか	仮設処理施設側での仮囲い設置は予定していません。なお、仮囲い設置の範囲は【添付資料①】をご確認ください。

No.	図書名	頁	項目						タイトル (該当する用語や数量、時期等)	質問・意見事項	回答
136	参考図面	K14	1	1.					はじめに	「化学調査を並行して実施しており、その結果、敷地内の 土壌汚染の懸念は見受けられない」との記載がありますが、本書21ページには「水銀、鉛などの特定有害物質を含む廃棄物が貯留されていたため、土壌汚染の存在が懸念されている」とあります。どちらの記載を正とすればよろしいでしょうか。	どちらも正で、前者は工場棟外ですが全範囲の調査ではなく、後者は解体後の地下部分など、現状では影響が不明なことを示しています。
137	参考図面	K14	13	4.2					地歴調査結果：ヒアリング調査	※の記載箇所について、当初土壌調査を行う予定であったとの記載がありますが、その後土壌調査は実施されたのでしょうか。 実施された場合、土壌調査結果をご教示願います。	要求水準書に示してあるものが、当該の土壌調査結果です。
138	国分寺市ごみ処理施設ダイオキシン類削減対策工事 竣工図_土木・建築設備	K16-4	4	1					建築設計図（意匠図）	図面名称「工事概要図（立面図）、D-10」が抜けていますのでご提示ください。	【追加資料⑥】をご参照ください。